三　管理共通費	イ　営業管理費	［略］				
		⑶　営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第１号及び第２号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価			
		［略］				
		⑬　三の科目⑴から⑿までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価⑭及び⑮に掲げるものを除く。）	施行規則第14条第１号及び第２号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価			
		［略］				
［略］						

注１　施行規則第14条第１号イからハまで及び第２号イからハまでに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに記載すること。

［２　略］

３　第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

４　一の第一号基礎的電気通信役務と他の第一号基礎的電気通信役務とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

５　控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、施行規則第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

三　［同左］	イ　［同左］	［同左］				
		⑶　［同左］	施行規則第14条第１号及び第２号に規定する基礎的電気通信役務に係る原価			
		［同左］				
		⑬　［同左］	施行規則第14条第１号及び第２号に規定する基礎的電気通信役務に係る原価			
		［同左］				
［同左］						

注１　施行規則第14条第１号イからハまで及び第２号イからハまでに規定する基礎的電気通信役務ごとに記載すること。

［２　同左］

３　基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第２様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

４　一の基礎的電気通信役務と他の基礎的電気通信役務とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第２様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

５　控除対象原価と控除対象原価以外の原価とに関連する原価については、電気通信事業会計規則別表第２様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によって配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。